

学校いじめ防止基本方針

～令和7年度～



いじめ NO 宣言

1 未然防止のための取り組み

○学級経営の充実

- ・教職員の受容的・共感的態度、児童一人一人のよさの発揮、互いを認め合う学級づくり
- ・児童の自発的・自治的活動の保障
規律と活気のある学級集団づくり
- ・時と場に応じた正しい言葉遣いができる集団
人権意識に欠けた言葉遣いへの指導(相手を傷つける言葉遣いの指導)

○授業における指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
- ・「互いの考えを伝え合う楽しい授業」「わかる授業」の展開
- ・児童がお互いの考えを交流して「豊かな表現力」を育む授業の工夫

○道徳の学習

- ・いじめを題材とした授業を位置づけた指導計画作成
- ・いじめを許さない心情を深める授業の工夫
- ・人権意識の高揚
- ・小中一貫教育における共通教材「他人とのかかわり」「生命尊重」の授業実践

○学級活動の学習

- ・いじめの未然防止や解決の手だてについての話し合い活動
- ・いじめにつながる学級の諸問題の解決
- ・ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの体験
- ・学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化

○学校行事

- ・児童が主体となった達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画運営

○児童会活動

- ・児童自身によるいじめの予防と解決に向けた活動
児童会主体のハートウォーミングフォーラムの企画運営、学園保幼小中学校での連携

○家庭や地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法施行の周知
- ・いじめの背景の共通理解(学校、家庭、地域社会にある様々な要因)
- ・家庭教育学級等の活用と積極的連携

2 早期発見のための取り組み

○複数の教職員の目による教育活動の中でのいじめ発見・防止

- ・様々な教育活動の中で、教職員の児童へのかかわりや見取りからの発見・防止、情報の共有
- ・休み時間、放課後の計画的な校内巡回
- ・スクールカウンセラーによる積極的な学級訪問と面談の実施

○アンケート等の計画的調査の実施

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」の定期的実施
- ・教職員への「いじめ早期発見チェックリスト」の実施
- ・スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言(授業参観やアンケート等から)

○教育相談による把握

- ・担任による定期的な面談の実施
- ・児童の希望相談、要相談と思われる場合への把握
- ・生徒指導主事や養護教諭による面談体制の整備とスクールカウンセラー等からの助言の集約

○保護者や地域からの情報提供の場

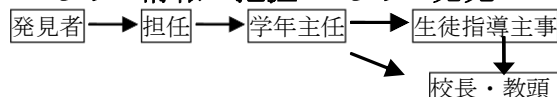
- ・学校のいじめに対する考えや取り組みの発信と協力依頼
- ・家庭や地域からの情報提供への誠意ある対応と早期解決に向けた詳細な情報収集

○インターネットによるいじめの把握

- ・不適切な書き込みの削除に向けた取り組みの実施

3 問題への対応(いじめ発見から解決までの取り組み)

1 いじめの情報の把握・いじめの発見



2 対応チームの編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・担任・スクールカウンセラー・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成(必要に応じて外部機関との連携)

3 対応方針決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・ 緊急度の確認(自殺、不登校、暴行などの危険度)
 - ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

4 事実の究明 ～被害者→周囲の児童→加害者の順で～

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- ×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ×注意、叱責、説教だけで終わること。
- ×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ×当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 関係機関との連携

- 市教育局・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の外傷
- PTA＝本部役員会への報告・相談

5 被害者への対応

- 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- ×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

5 加害者への対応

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしの事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

5 他の児童への対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題とし教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

6 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を正確に伝え、徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ×保護者への批判的言動や非難

4 いじめ対策組織と年間計画

○ いじめ対策委員会の実施

- ・ 月一回（生徒指導委員会として）行う。
- ・ 基本的に校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。職員以外からは学校評議員、PTA 会長、民生委員児童委員、相談センター相談員、児童相談所員に依頼する。
- ・ 生徒指導委員会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。学校評議員会や民生委員児童委員との懇談の場も活用し、情報提供していく。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

○ いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事がいじめ問題担当教員となり、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員へ周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 中学校との情報交換を定期的に行う。

いじめ対策委員会	
校内	学校外
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 スクールカウンセラー ※学年主任	学校評議員 PTA 会長 民生児童委員 相談センター相談員 児童相談所員

○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

いじめに関する共通理解事項

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である（文部科学省）

いじめの認知は、いじめ
の解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではなく、いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数が多い少ないではなく、認知した事案を、どれだけ、どのように解決したかが大切

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。
- ・ 児童の行為が犯罪行為として認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

◆いじめ対策年間計画予定表◆

月	教職員の活動			児童の活動		
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	児童会活動	小中一貫教育
4	○全体計画の検討	○いじめに対する共通理解 ○配慮を要する児童への対応		○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○1年生を迎える会 学校生活の紹介 ○6年生による朝・帰りの準備補助(1年)	
5	月一	○道徳授業研修	○配慮を要する児童に関して、情報共有 ○教育相談	○話し合い「学級の諸問題について」	○あいさつの奨励 ○6年生による清掃補助(1年)	
6	回の実施	○学校生活アンケート分析と活用 ○チーム支援会議	○学校生活アンケート実施	○ソーシャルスキルトレーニング実施		
7		○個別面談について	○個別面談	↓		
8	↓	○教育相談、特別支援教育研修(外部講師による)				
9		○チーム支援会議	○いじめに関するアンケート実施		○異学年交流活動の計画、実施 ○あいさつ運動の奨励	○道徳の学園共通資料の実践(資料は同価値のもので指導)
10		○チーム支援会議	○前期相談内容のまとめ	○行事を通じた人間関係づくり(運動会)	○運動会	↓
11	○学校評価からの見直し	○チーム支援会議 ○アンケート分析	○学校生活アンケート ○教育相談			○学園合同あいさつ運動 ○ハートウォーミングプロジェクト
12	↓			○行事を通じた人間関係づくり(なわとび交流会)	○なわとび交流会	
1		○チーム支援会議	○いじめに関するアンケートの実施			
2		○評価と次年度の課題	○教育相談 ○個別面談	○学級集会		
3	○評価と次年度計画のまとめ		○相談内容のまとめ	○一年間の振り返りと次年度への展望	○6年生を送る会 ○反省と次年度の計画	○評価と次年度の計画